

本館冷暖房設備点検保守整備業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、本館冷暖房設備点検保守整備業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める 本館冷暖房設備点検保守整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の点検保守整備委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年11月○○日から令和11年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委	託	料	金○○○円
			（令和8年度 年額金○○○円）
			（令和9年度 年額金○○○円）
			（令和10年度 年額金○○○円）
			（令和11年度 年額金○○○円）
消費	税	及	地方消費税額
			金○○○円
			（令和8年度 年額金○○○円）
			（令和9年度 年額金○○○円）
			（令和10年度 年額金○○○円）
			（令和11年度 年額金○○○円）
合		計	金○○○円
			（令和8年度 年額金○○○円）
			（令和9年度 年額金○○○円）
			（令和10年度 年額金○○○円）
			（令和11年度 年額金○○○円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金○○○円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、実施報告書（以下「報告書」という。）に点検の状況を撮影した写真を添付の上、速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、次表の実施期間における全ての点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実 施 期 間	金 額	実 施 期 間	金 額
令和 8 年 1 1 月～ 令和 9 年 3 月	円	令和 9 年 4 月～ 令和 9 年 10 月	円
令和 9 年 1 1 月～ 令和 1 0 年 3 月	円	令和 1 0 年 4 月～ 令和 1 0 年 1 0 月	円
令和 1 0 年 1 1 月～ 令和 1 1 年 3 月	円	令和 1 1 年 4 月～ 令和 1 1 年 1 0 月	円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 3 0 日以内に乙に当該期間に係る委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、仕様書に定める点検を実施しないとき。
- （2） 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続することが困難になったと認められるとき。
- （3） 乙の業務の実施が著しく不誠実であること、その他この契約に違反したことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （4） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲

が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

本館冷暖房設備点検保守整備業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和５年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。

2 点検保守業務の対象範囲

直焚き吸収式冷暖房機

直焚き吸収式冷暖房機概要については以下のとおり。

3 委託場所及び装置構成

- | | | |
|-----|-----|-------------------------------------|
| (1) | 所在地 | 宮崎市橘通東２丁目１０番１号 |
| | | 宮崎県庁本館 |
| | 機 種 | 矢崎総業株式会社製 直焚き吸収式冷暖房機
(CH-MG130C) |
| | 台 数 | ２台 |

※令和９～１０年度に空調改修工事の計画があり、吸収式冷温水発生機を個別空調へと更新予定。

4 委託の期間

令和８年１１月の契約の日から令和１１年１０月３１日まで

5 業務内容

- (1) 冷・暖房シーズンインの点検は、試運転開始前までに行うこと。令和８年度の暖房試運転開始は１１月１９日とし、令和９年度以降の試運転日は決定次第通知する。
また、点検項目等は別紙１によること。
- (2) 冷・暖房シーズン中の点検は、７月、８月、９月、１月及び２月にそれぞれ月１回行うこと。
また、点検項目等は別紙１によること。
- (3) 冷・暖房シーズンオフの点検は、１０月及び３月に行うこと。
また、点検項目等は別紙１によること。
- (4) 伝熱管のチューブ突き洗浄は、１０月に行うこと。
- (5) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (6) 保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。
ア ボルト、ナット、ヒューズ類
イ グリース及び潤滑油類
- (7) 点検の結果、(6)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。
- (8) 委託期間中の点検対象設備の故障については呼び出しに応ずること。

点検項目	点検内容	点検時期		
		IN	ON	OFF
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 取付け状態の点検	○ ○ ○	 ○	○ ○ ○
2. 外観の状況				
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	○	○	○
b. 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	○		○
3. 内部の状況				
a. 燃焼室	① 焼損及び燃焼ガスのリークの有無の点検 ② 耐火材の亀裂、脱落等の有無の点検 ③ 燃焼室内部の腐食及び汚れの有無の点検 ④ 燃焼ガス出口部の腐食の有無の点検			○ ○ ○ ○
b. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検 ② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検			○ ○ ○
4. 附属品				
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	○ ○ ○	○ ○ ○	 ○
b. 附属弁	① 弁の開閉の良否の点検 ② 調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることの確認	○ ○		
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 作動の良否の点検	○ ○ ○		
6. 電気系統				
a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路（キャンドポンプ・抽気ポンプ・ブロワーファン・油ポンプ）	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	○		
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	○		
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	○		
d. サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び油ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	○		
e. 電極棒	機能の点検	○		
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	○		
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	○		
7. 保安装置				
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認 ※実動作が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい	○		
b. インターロック	作動の良否の点検	○		
8. 燃焼装置				
a. 燃料系統配管	① 油燃料の場合は、油配管継手部からの油の滴下のないことの確認	○		○

	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004(ガス吸収冷温水機安全基準)に定められた方法により外部漏れの確認	○		○
b. 弁	① 油燃料の場合は、電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことの確認	○	○	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004(ガス吸収冷温水機安全基準)に示す方法による弁越リーク量が基準以内であることの確認	○	○	
	③ ガス燃料の場合は、電動ボール弁、主遮断弁及びパイット電磁弁の開閉の良否の点検	○	○	
	④ 異常時に規定値で作動することの確認 ※実動作が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい	○	○	
c. バーナー	⑤ 通電時にチャタリング、過熱、異常音等の有無の確認	○	○	
	① 耐火材の亀裂及び欠損の有無の点検	○		○
	② ヘッド部の焼損及び変形の有無の点検			○
	③ ノズルを外し、洗油又はシンナーで清掃			○
	④ 点火トフンス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	○		
d. リンク機構	① 動作の良否の点検	○	○	○
	② ボールジョイントの緩み及び損傷の有無の点検	○		○
e. 火炎検知	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	○		
	② フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	○		
f. ストレーナ	詰まり、損傷等の有無の点検	○		
g. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	○		
9. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	○		
	② 各水室部に水漏れのないことの確認	○		
	③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜き確認、あるいは満水保管時の切替弁の確認	○		
10. 運転調整				
a. 音・振動	異常のないことの確認	○	○	
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	○	○	
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	○		
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	○		
d. 温度制御	設定温度で作動することの確認	○	○	
e. 燃焼制御	プレパージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否の点検	○	○	
f. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	○	○	
	② メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことの確認	○	○	
	③ フレーム電流を測定し、その良否の確認	○	○	
	④ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。 なお、油だきはスモークの有無の点検	○	○	

g. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	○	○	
11. 真空気密				
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	○	○	○
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	○	○	○
c. パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	○	○	○
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	○	○	○
12. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認 ② 溶液に汚れがないことの確認	○	○	
13. 保存				
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存			○
b. 冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合にあっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入			○
c. 溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認			○